

議案第62号

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「第2項」の次に「(番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第41条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第42条第1項第3号ウ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。